

平成21年第2回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年11月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（21名）

1番 藤川 豊治	2番 森本 節弘
3番 江澤 信明	4番 正木 文男
5番 笠井 高章	6番 児玉 敬二
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 木村 松雄	10番 阿部 雅志
11番 岩本 雅雄	13番 武田 矯
14番 池光 正男	15番 月岡 永治
16番 三木 康弘	17番 香西 和好
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	21番 稲岡 正一
22番 吉川 精二	

欠席議員（1名）

12番 稲井 隆伸

会議録署名議員

5番 笠井 高章 6番 児玉 敬二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 三宅 祥寿
教育長 板野 正	総務部長 八坂 和男
市民部長 笠井 恒美	健康福祉部長 秋山 一幸
産業建設部長 田村 豊	教育次長 森口 純司
総務部次長 井内 俊助	市民部次長 岡島 義広
健康福祉部次長 松永 恭二	吉野支所長 井上 邦宏
土成支所長 出口 正春	市場支所長 坂東 恵子
会計管理者 遠度 重雄	財政課長 町田 寿人
水道課長 森本 浩幸	農業委員会局長 池光 博
選挙管理委員長 露口 博正	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 77 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の全部改正について

条例改廃請求代表者の意見陳述の日程等について

日程第 4 議案第 78 号 平成 21 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 5 議案第 79 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ
いて

日程第 6 議案第 80 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 81 号 市長及び副市長の給与条例の一部改正について

日程第 8 議案第 82 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
の一部改正について

日程第 9 議案第 83 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

午前10時00分 開会

○議長（三浦三一君） 皆さん、おはようございます。

稲岡議員より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○21番（稲岡正一君） 皆さん、おはようございます。

私、先月入院いたしまして、議員の皆さん初め管理者の皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。入院中は皆さん方から温かいお見舞いなりをいただき心から御礼を申し上げます。

おかげでいろいろ体の検査したんですけど、てっきり腹が痛いので腸かなあと思うて腸の検査だけしてもらってなくて腸の検査をしたところ全然異常はないということで、内科のほうはもう全然異常はないということで、外科なんかなあということで今度市民病院のほうへ行って、外科の先生にちょっと診てもらい異常がないということで退院することができました。入院中、議会の皆さんにも管理者の皆さんにもいろいろご心配いただきましたことを心から御礼申し上げます。これからも後半少々ですが、議会も私たちの任期も私たちもこの間精いっぱい議会人として頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導お願いしたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（三浦三一君） 開会前に事務連絡をいたします。

携帯電話をマナーモードをお願いいたします。

稲井隆伸君から欠席の申し出がありましたので、報告いたします。

八坂総務部長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） おはようございます。

先般お渡ししてありました議案第79号から第83号までの中の議案第80号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、先般11月11日に県よりこれに関して説明がありました。その中で文言が少し変わりましたのでご訂正をいたしまして、お手元にお配りしてありますものに差しかえをしていただけたらと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦三一君） 現在の出席議員は21名です。定足数に達しており、議会は成立いたしました。

これより平成21年第2回阿波市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三浦三一君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、5番笠井高章君、6番児玉敬二君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（三浦三一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月11日議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

吉田議会運営委員長。

○議会運営委員長（吉田 正君） おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の協議結果について報告をいたします。

平成21年第2回阿波市議会臨時会の運営協議のため、去る11月11日午前10時より第1委員会室において、議長、副議長及び全委員、理事者側から野崎市長、三宅副市長、八坂総務部長などの出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今臨時会の会期は、協議の結果、本日から11月18日までの3日間と決定をいたしました。

次に、質疑、討論の締め切りは、あす11月17日の12時となっております。

円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長報告といたします。

○議長（三浦三一君） お諮りいたします。

本定例会の会期について、本日から11月18日までの3日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から11月18日までの3日間と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 議案第77号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

る条例の全部改正について

条例改廃請求代表者の意見陳述の日程等について

日程第4 議案第78号 平成21年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第5 議案第79号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第80号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第81号 市長及び副市長の給与条例の一部改正について

日程第8 議案第82号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第83号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（三浦三一君） 日程第3、議案第77号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の全部改正についてから日程第9、議案第83号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日、平成21年第2回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日提案いたしております議案は、予算案件1件、条例案件6件の計7件であります。

まず、議案第77号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の全部改正につきましては、地方自治法第74条第1項の規定により、阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改廃請求を、平成21年10月30日付で受理いたしましたので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見書を付して当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものです。

請求の要旨は、阿波市議会議員報酬を現在の月額制から日額2万円とするものであります。

次に、議案第78号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,890万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ186億7,606万1,000円とするものです。

次に、議案第79号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第80号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第81号市長及び副市長の給与条例の一部改正について、議案第82号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第83号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、平成21年8月の人事院勧告を踏まえ、関係法令が改正されることに伴い、国及び県に準じた改正を行うものであります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては総務部長より説明いたしますので、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦三一君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

引き続き補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、私のほうから議案第77号から補足説明をさせていただきます。

議案第77号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の全部改正について。

概要を申し上げますと、地方自治法第74条第1項の規定により、阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改廃請求を平成21年10月30日付で受理いたしましたので、同条第3項の規定により別紙意見をつけて、当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものです。

請求の要旨としては、議員報酬を現在の月額制から日額2万円に改めるものです。

この地方自治法第74条第1項につきましては、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところによりその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から普通地方公共団体の長に対し条例の制定または改廃の請求をすることができるという条項であります。

また、同じく自治法第74条第3項につきましては、普通地方公共団体の長は第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見をつけてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならないとなっております。

ます。

今回出された署名数であります。署名者の総数は1,548人、そのうち有効署名者数は1,333人です。そのうち無効署名者数は215人でありました。法定署名者数は695人です。

ここで、意見書が出されておりますので、それを朗読をさせていただきます。お手元に配付されておるとは思いますが、ごらんいただきたいと思います。議案の後ろについておりますので、別紙として。

朗読いたします。

地方自治法第74条第3項の規定による意見。

地方自治法第74条第3項の規定による意見は次のとおりである。

このたび付議しました阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正については、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、法定要件である有権者数の50分の1以上の署名をもって直接請求されたことにより、同条第3項の規定により提案するものであります。有効署名数は1,333名であり、この数は法定数の約1.92倍に相当し、選挙権を有する者の約3.84%の割合となっております。本件条例の改廃を求める民意が市民の権利として行使されましたので、この請求を受理いたしました。

本件条例の改廃請求の要旨は、平成19年度、平成20年度における阿波市議会議員の本会議及び委員会への平均出席日数年間35日をもとに議員報酬を現行の月額制から日額2万円に改めた場合に、年間約1億円の経費節減が図られることで、議員みずから財政の健全化を図るよう求められているものであります。

しかしながら議会は、多様な民意を反映しながら団体の意思決定機能と執行機関を監視し、政策を提言する機能を担っており、議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議、審査、討論を通じて適切な形で地方公共団体の運営に反映させることでもあります。このことから、議員活動は本会議での審議及び委員会審査のみでなく、日常的に行う市民との対話を通じた民意の吸収など、その活動は多種多様にわたっております。

今後、本格的な地方分権時代を迎え、地方公共団体はみずからの責任と判断でその任務を遂行し、市民の負託にこたえていかなければならないことから、議会議員が果たすべき役割はますます重要となってまいります。

以上のことから、現在の地方議会が有する機能、求められる役割の大きさ等から、一定

水準の報酬は保障されるべきと考えており、公共的団体等の代表者、その他住民で構成される阿波市特別職報酬等審議会においてもさまざまな観点から検証をいただき、現在の報酬月額が妥当なものとの答申をいただいております。

また、平成20年第3回定例会において、平成22年4月1日より議員定数を2名削減し20名とする阿波市議会議員の定数を定める条例を議員発議で提案し、可決しており、議員みずから範を示し、財政の健全化にも取り組んでおります。

以上のことから、現在の議員報酬月額が妥当であると考えております。

続けて、議案第78号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

まず、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億7,606万1,000円とする。

続いて、地方債の補正であります。第2条地方債の追加は第2表地方債補正によるものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債の補正。追加として、起債の目的であります。農林水産業施設災害復旧事業債として限度額が140万円、公共土木施設災害復旧事業債で1,460万円、起債の方法としては証書借り入れ、利率は5%以内、償還の方法は借入先の融通条件によるものであります。

続いて、10ページ、11ページをお願いします。歳入であります。

まず、財源であります。10款の地方交付税であります。1目の地方交付税として5,292万円を計上させていただきます。

また、12款の分担金及び負担金では、災害復旧費分担金として農地等の災害復旧事業分担金として670万9,000円、これは個人負担分であります。

また、14款の国庫支出金では、災害復旧費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧事業費負担金として2,937万9,000円を計上いたしております。

また、15款の県支出金では、4目の衛生費県補助金で、新型インフルエンザワクチン負担軽減費補助金として2,263万7,000円を計上しております。その下の11目の災害復旧費県補助金では、農地等災害復旧費県補助金で1,551万2,000円、林業施設災害復旧費県補助金で178万6,000円を計上いたしております。



次に、12ページ、13ページですが、18款の繰入金として、地域福祉基金繰入金2,395万7,000円、これにつきましてはインフルエンザに対して地域福祉基金から繰り入れをするということであります。

また、21款の市債ですが、災害復旧事業債として農林水産業施設災害復旧事業債として140万円、公共土木施設災害復旧事業債として1,460万円となっております。

続いて、14ページ、15ページ、歳出であります。まず4款の衛生費、2目の予防費では7,136万3,000円、これにつきましては新型インフルエンザ対策費として計上いたしております。この中身について簡単に申し上げますと、生保者6,337人、それから非課税者4,571人、65歳以上が7,697人、それから1歳から中学生ということで3,889人、これを積み上げたものが6,720万5,000円となっております。

続いて、8款の土木費ですが、1目の道路維持費、これにつきましては1,212万9,000円。これにつきましては、8月10日の集中豪雨、それから10月7日の台風18号時の修繕費、原材料費を計上させていただいております。

9款の消防費、これにつきましては、時間外手当として、これも同じように台風18号による時間外勤務手当としてお願いをいたしております。

また、11款の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費ですが、農地等の災害復旧事業として2,314万円、次のページをあけてください、工事請負費として2,650万円、これにつきましては農地災害ということで、市内で22カ所、土成で5地区、市場で7地区、阿波で10地区の工事請負費として計上させていただいております。それから、林業施設災害復旧事業、これ設計監理委託料と工事請負費ですが、これは林道仁賀木線の復旧事業でありまして、3カ所、延長にして83メートル、この復旧事業として予算を計上させていただいております。それから、2目の土木施設災害復旧費では5,413万6,000円。これは土木施設災害復旧費の修繕費と工事請負費であります。11カ所あります。市場で5カ所、阿波で6カ所、この11カ所の工事を行うということになります。

続いて、18ページ、19ページはまた目を通していただけたらと思います。

続いて、議案第79号であります。阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。概要であります。平成21年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、国に準じた改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、超勤代休時間という、新しく新設されたわけですが、これにつきましては月60時間、これは休日を除くわけですが、月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げ差額分の支給にかえて、正規の勤務時間において勤務することを要しない日または時間を指定することができる超勤代休時間を新設するということです。代休として振りかえができるというような体制であります。施行につきましては、平成22年4月1日からになります。

続いて、議案第80号阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。これも同じように、人事院勧告を踏まえ、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、徳島県人事委員会の勧告に準じた改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、まず職員の給料表の改定ということで、本年度0.2%引き下げられます。金額にして756円。これは本年の12月から引き下げということになります。ただし、初任給を中心に若年層、給料表の1級から3級の一部につきましては引き下げを行わないというような勧告であります。また、期末勤勉手当の改正ということで、本年の6月には0.2%引き下げられました。期末手当、勤勉手当合わせまして0.2%、6月では引き下げられました。この12月では期末手当1.6であったものを0.1%減額して1.5%、また勤勉手当では0.75%でありましたのを0.05%分減額しまして0.7%ということになります。ということで、本年度4.5%分ありましたものが6月、12月合わせて4.15%分になります。0.35%分減額になったということになります。

また、先ほども議案第79号で申し上げましたように、月60時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の引き上げを100分の125から100分の150に引き上げるというようなことであります。この公布の日の属する月の翌月の初日ということで、ちょっとややこしいわけですが、先ほど申し上げました6月期の期末勤勉手当と、この今申し上げました60時間を超える超過勤務、これについては平成22年4月1日から施行ということで、6月期につきましては附則で運用しておりましたので、今回本則として改正をするものであります。

続いて、議案第81号市長及び副市長の給与条例の一部改正についてであります。これも特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国に準じた改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、期末手当の改正ということで、支給される月数を0.25月分引き下げまして、3.3から3.05月分となります。6月期には1.6であったものを0.15月分減額して1.45、この12月では1.7であったものが0.1月減額して1.6ということで、年間で3.05月分の支給となるものであります。これも6月期の期末手当については、平成22年4月1日から施行ということになります。

続いて、議案第82号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてと議案第83号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についても、市長及び副市長の一部改正と同じでありますので、説明を省略させていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（三浦三一君） 以上で説明が終わりました。

ここで、議案第77号に関係いたします地方自治法第74条第4項の規定に基づく意見陳述についてお諮りいたします。

このことにつきまして、お手元に配付いたしました条例改廃請求代表者の意見陳述の機会についてのとおり、請求代表者による意見陳述はあさって11月18日午前10時から議場において行うこととし、陳述を行う請求代表者は2名以内、陳述時間はおのおの15分以内とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、次回本会議は18日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時29分 散会